

鳩山首相と北澤防衛相との在沖米海兵隊の抑止力についての情報共有に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十二年五月十一日

佐藤 正久

参議院議長 江田 五月 殿



鳩山首相と北澤防衛相との在沖米海兵隊の抑止力についての情報共有に関する質問主意書

北澤防衛相は平成二十二年五月七日の閣議後の記者会見で、在沖米海兵隊の抑止力について、「防衛省として特段その問題（抑止力）で（首相に）申し上げたということはありません」と述べ、また「いろいろ協議の中で、首相自身が自ら、抑止力に対する考え方は固められたのだと思う」と発言したと報道される（平成二十二年五月七日付け琉球新報）。

右の点を踏まえ、以下の質問をする。

一 北澤防衛相が鳩山首相に対し、在沖米海兵隊の抑止力について、真に、防衛省として首相に説明をしていないということであれば、国の根幹であり最も重要である防衛を司る防衛相としては無責任極まりなと思うが、その事実関係を明確にした上で、見解を示されたい。

二 仮に一のこと事実であれば、日本政府の防衛政策の基本にかかわる抑止や国防政策について、鳩山相と北澤防衛相との間で、どのようにして認識を共有しているのかを明確にされたい。

三 鳩山首相は在沖米海兵隊の抑止力について、いつ、どのような協議を踏まえ、その重要性を認識したかを明確にされたい。

右質問する。

